

広島市告示第175号
令和7年3月31日

広島市私道整備工事費補助金交付規則（昭和48年広島市規則第47号）第4条第1項の規定に基づき私道の整備工事に要する経費を認定する場合の上限となる額を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

また、広島市私道整備工事費補助金交付規則第4条第1項の規定により市長が認定する額は、実際の整備工事に要する経費と当該上限となる額のいずれか低い額とします。

これに伴い、令和6年3月26日付け広島市告示第136号を廃止します。

広島市長 松井 一實

- 1 舗装新設工事（これに準ずるものを含む。）に要する経費
次のとおりとする。

区 分			単 位	金 額	
私 道 別	土地区画整理 事業その他により、将来形状変更のあることが 明らかな区域内の私道及び幅員 1.8 メートル未満の私道	人力施工による場合		1 平方 メートルに つき	10,130 円
		機械施工による場合			4,000 円
	その他の一般私 道	すべり 止め舗 装	人力施工による場合		11,870 円
			機械施工による場合		5,400 円
		その他	人力施工による場合		11,370 円
			機械施工による場合		4,900 円
	舗 装 止 め 工				1 メートル につき

- 2 排水施設新設工事（これに準ずるものを含む。）に要する経費
次のとおりとする。

- （1）側溝及び雨水ます新設工事に要する経費

種 別			単 位	金 額
側溝 新設 工事	L 型側溝と する場合	エプロン幅が 30 センチメートルのもの	1 メートル につき	15,210 円
		エプロン幅が 40 センチメートルのもの		16,530 円
	U 型側溝と する場合	コンクリート蓋有りのもの		66,070 円
		コンクリート蓋無しのもの		46,930 円
雨 水 ま す 設 置 工 事			1 箇所 につき	52,910 円

(2) 排水管渠新設工事に要する経費

種 別		内 径	単 位	金 額
硬質塩化 ビニール 管とする 場合	布 設 工 事	150 ミリメートル	1 メートル につき	28,600 円
		200 ミリメートル		31,130 円
	支管取付工事（硬質塩化ビニール管に取り付ける場合に限る）	150 ミリメートル	1 箇所 につき	21,450 円
ヒューム 管とする 場合	布 設 工 事	150 ミリメートル	1 メートル につき	37,070 円
		200 ミリメートル		41,140 円

3 交通安全施設新設工事に要する経費

次のとおりとする。

種 別		規 格	単 位	金 額
転落防止柵設置工事	土中建込	ビーム式 支柱間隔 3 メートル	1 メートル につき	17,190 円
	コンクリート建込	ビーム式 支柱間隔 3 メートル		14,260 円
ガードレール設置工事	土中建込	塗装品		17,050 円
	コンクリート建込	塗装品		16,800 円
道路反射鏡設置工事	一面鏡	600 ミリメートル 直柱	1 基に つき	178,970 円

4 舗装補修工事に要する経費

次のとおりとする。

施 工 方 法		単 位	金 額
すべり止め舗装	人 力 施 工	1 平方 メートルに つき	4,930 円
	機 械 施 工		3,050 円
その他	人 力 施 工		4,440 円
	機 械 施 工		2,550 円

5 交通安全施設補修工事に要する経費

次のとおりとする。

種 別		規 格	単 位	金 額
転落防止柵補修工事	ビーム取換	42.7 ミリメートル	1 メートルにつき	4,940 円
ガードレール補修工事	レール取換	4 メートル		10,500 円
道路反射鏡補修工事	反射鏡取換	600 ミリメートル	1 基につき	125,180 円
	支柱取換	76.3 ミリメートル	1 メートルにつき	10,690 円

6 区分表の「人力施工・機械施工」について

都市整備局技術管理課の令和6年度土木工事標準積算基準書の基準にあわせるものとする。

「人力施工」・・・ 平均幅員 1.4m未満

「機械施工」・・・ 〃 1.4m以上

7 経費の額の特例

私道の状況により前各項に定める基準により難しい場合において、市長が特に認めたものについては、その都度別に定める額とする。

8 施行期日

令和7年4月1日